

垂井町電子入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、垂井町契約規則（昭和61年垂井町規則第23号。以下「規則」という。）第21条の2（規則第26条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、町が発注する建設工事及び建設工事に関する設計、測量等の業務委託の請負契約の競争入札の手続を垂井町電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施することに関し、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(入札参加者の指名等)

第2条 町長は、入札手続を電子入札システムにより行う場合（以下「電子入札による場合」という。）は、電子入札システムにより規則第25条に規定する入札参加者の指名及び入札の通知を行うものとする。

2 町長は、電子入札システムによる入札の通知が困難な場合には、書面により入札の通知を行うものとする。

(予定価格等の登録)

第3条 町長は、電子入札による場合は、開札までに、規則第10条の規定により定められた予定価格を電子入札システムに登録するものとする。

(入札書)

第4条 入札書は、電子入札による場合は、町長があらかじめ指定する日時までに電子入札システムにより提出するものとする。ただし、入札書を書面で提出すること（以下「書面入札」という。）を妨げない。

(入札の辞退)

第5条 入札参加者は、入札を辞退するときは、電子入札システムにより辞退届を提出するものとする。ただし、書面により提出することを妨げない。

(入札の無効)

第6条 第4条の入札書を電子入札システムにより提出した場合は、電子認証書（電子入札コアシステムを管理する財団法人日本建設情報総合センターが指定する電子認証局が発行する電子証明書が格納されたICカードをいう。）を取得していない者のした入札は、入札書に記名押印がないものと同等とみなし無効とする。

(開札)

第7条 町長は、入札において書面入札がある場合には、電子入札システムによる入札の締切り後、当該入札書記載金額を電子入札システムに登録するものとする。

2 町長は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて、電子入札システムにより開札を行うものとする。

3 前項の開札の場所及び日時は、入札の通知の際に示すものとする。

(くじによる落札者の決定)

第8条 前条第2項の開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムにより、当該同価格の入札に係るくじを行って落札者を定めるものとする。ただし、書面入札による者が含まれている場合等、電子入札によるくじの実施が困難な場合は、町長が指定する場所及び日時において、当該同価格の入札に係る入札参加者にくじを引かせて落札者を定めるものとする。

(委任状)

第9条 入札参加者が電子入札により入札を行った場合で、代理人が前条のくじを引くときは、あらかじめ委任状を提出させるものとする。

(その他)

第10条 この要綱の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日から施行する。